

第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画（素案）についてのパブリックコメント手続きの実施状況

募集期間：令和6年1月9日（火）～1月31日（水）

寄せられた意見の数：3件

意見の提出方法内訳：申込フォーム

第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画（素案）に対する意見への回答書

番号	意見の内容(要旨)	市の考え方	件数
1	国道310号線の歩道が狭く、凹凸が多い。車椅子やベビーカー、シニアカー、子どもの自転車がスムーズに通れないため整備してほしい。	関係部局と連携し、地域で安全・安心に暮らせる生活環境の整備に努めます。	1件
2	企業に対し、市が主催して障がいの理解促進する講演会などを実施することで、入札時における障がいへの理解ある企業のスクリーニングはできないか。	本市では、障がい者理解促進事業を実施しており、講演会開催時にはどなたでも参加できるようにし、広く障がいへの理解を勧奨しています。また、障がい者と企業間で直接の交流が図れるよう障がい者雇用促進フォーラムに協力しています。 スクリーニングにつきましては、研修会等の参加の有無などで、企業の障がい者理解について判断することは困難な状況ですが、関係機関と連携することで企業に対する障がい者の理解促進及び各種制度周知に努めます。また、イベントや情報メディア等を通じて、障がいへの正しい理解や知識を深められるよう普及・啓発を図ります。	1件
3	身近な場所で多様なニーズに対応するため、市内の公共施設を活用し、市役所や社会福祉協議会の窓口に行かなくとも対面相談できる体制を構築してほしい。	本市では、市役所や社会福祉協議会の他に、委託相談支援事業所による相談対応も行っています。また、コミュニティソーシャルワーカーによる訪問・電話相談や、さつき荘での身体障がい者相談、知的障がい者への電話相談などの相談体制を整備しており、これらの相談窓口については、市役所窓口や広報誌を通じて積極的に周知します。 今後、障がいのある方の高齢化など様々な課題を複合的に考える必要があることから、複数の支援機関で相談を受け止め連携し、適切な支援につながるよう重層的に対応する体制の充実を図ります。	1件